

## 住宅・土地、公共工事

・公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し	35
・公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保	36
・公有地の拡大の推進に関する法律の見直し	37
・建設業許可要件の緩和	38
・建設業許可に係る変更申請書類の簡素化	39
・監理技術者となるための技術検定の種目に電気通信工事の追加	40
・建設業法における監理技術者・主任技術者配置基準の緩和	41
・建設業法に基づく提出書類の削減	43
・建設業法が規定する経營業務管理責任者の変更届出期限の緩和	45
・入札資格基準の透明性向上等	46
・宅地建物取引業者の業務範囲の確定等	47
・宅地建物取引業免許に係る申請手続等の電子化・簡素化	48
・不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	49
・市街化調整区域における物流施設に関する開発許可の緩和	50
・市街化調整区域における沿道サービス型コンビニエンスストアの出店	52
・市街化調整区域における物流施設に関する開発許可の緩和	53
・開発工事と建築工事の同時着工の可能化	55
・都市計画法や開発指導要綱等による、いわゆる開発指導（規制）の緩和	56
・不動産の地盤に関する情報や価格情報の開示に係る環境整備	57
・工業（場）等制限法の廃止	58
・都心における割増容積率の用途規制の緩和	59
・都市再開発諸制度における「街並み形成への寄与」項目の積極的活用	60
・東京都心部における風致地区の指定や指定内容の見直し	61
・都市計画決定された駅前広場区域の容積率の移転	62
・立体道路の有効活用等	63
・都市再開発法における行政代執行の強化	64
・駐車場附置義務規制の緩和・弾力化	65
・駐車場出入口位置指定の弾力化	66
・都市公園地下への変電所の設置条件	67
・5ha以下の都市公園への電気設備の設置	68
・都市公園への22(33)kV配電用変圧器の設置	69
・地方自治体による下水道指定業者制度の撤廃	70
・橋梁に添架される管路の占用の取扱いの統一化	71
・公有水面埋立法(旧法)・埋立地に関する処分の制限に係る規制撤廃	72
・地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用について	73
・許認可事業の施行に伴う道路新設・廃止の場合の道路法上の手続の簡素化	74
・公団住宅を公共住宅として存続	75
・市場の成立が困難な領域で民間部門の投資を支援する政策措置の検討	76
・地方住宅供給公社の余裕金の運用について	77
・中古住宅流通市場の育成	78
・中古住宅流通市場の育成(中古住宅の性能評価制度の構築)	79

・既存不適格住宅の増改築に係る規制緩和	80
・建築用途転換に伴う各種規制の緩和	81
・建築確認・検査業務と建築仮使用承認の合理化	82
・既存建物の用途変更に伴う関連法規の見直し	83
・透明性、規制の文書化の構築	84
・許認可に関する中心的機関の設立	85
・建築基準法規に関するパブリックコメント期間の延長	86
・建築法規に関する国際規格・慣行の適用	87
・外国製品の効率的な認可	88
・I S O 認証機関の承認	89
・木造建築物に関する建築基準の見直し	90
・特殊建築物に関する規定の見直し	91
・建築基準法 / 接道条件の緩和・確認申請業務の緩和	92
・共同住宅の容積率算定基準のさらなる合理化	93
・都市再生の推進	94
・住宅専用地域における特別積み合わせ貨物事業の用に供する施設 （宅配便配送センター）の建設許可の容認	95
・付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し	96
・建築基準法の運用明確化	97
・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び中高層住居専用地域の 店舗面積見直し	98
・第1種住居地域の店舗面積3000㎡以下制限の見直し	99
・大阪市・御堂筋沿道建設物まちなみ誘導に関する指導要綱（平成7年）建築基準法第59条 の2（総合設計制度）による公開空地整備ガイドライン（平成7年）等の規制緩和	100
・総合設計制度の許可基準の明確化	101
・市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員合意要件の撤廃	102
・地域冷暖房施設の建設促進に向けた規制緩和	103
・建築基準法における給油所ごとのガソリン地下貯蔵量の上限緩和	104
・住宅投資を悪化させない政策措置の検討	105

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連								
項目	公共工事に係る競争入札参加資格申請手続の見直し										
意見・要望等の内容	競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とする。										
関係法令	予算決算及び会計令第72条第2項	共管	総務省、関係省庁								
制度の概要	各公共工事発注機関は、公共工事を受注するにふさわしい、優良建設業者選定を行うための一環として、資格審査を実施している。										
計画等における記載の状況	該当なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期：             </td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">}</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他	)			
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他								
)											
(説明) 国土交通省では平成11・12年度より建設工事におけるインターネット一元受付を実施しており、中央公共工事契約制度運用連絡協議会を通じて対象機関の拡大に努めているところである。資格審査の内容・方法等は各発注者の権限で決定できることとされているが、現状では発注工事の内容の相違等に起因して発注者ごとにかなりの相違があること、国土交通省としても資格審査について指導権限がないことから、自治体も含めた全発注者の資格条件及び申請手続きの統一化の早期実現は困難である。											
担当局課室等名	大臣官房地方課、大臣官房技術調査課、総合政策局建設業課										

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連			
項目	公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保					
意見・要望等の内容	入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加希望者の入札準備期間を十分に確保する。例えば、特定調達契約の場合は、少なくとも入札期日の数ヶ月前には公告を行うこととする。地方公共団体が実施する調達契約の場合も、国に準じた措置を講じる。					
関係法令	予算決算及び会計令第74条、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条	共管	総務省、関係省庁			
制度の概要	一般競争入札については、予算決算及び会計令において、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告することとされているが、WTO政府調達協定の適用を受ける規模の工事（国の場合は予定価格が6.6億円以上の工事）については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により、入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告することとされている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> <p style="text-align: center;">)</p> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>			<p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> <p style="text-align: center;">)</p>	<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>
<p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> <p style="text-align: center;">)</p>	<p style="text-align: center;">措置困難</p> <p style="text-align: center;">その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>一般競争入札については政府調達協定等によれば、40日以上前に入札公告を行うことになっているが、国土交通省直轄工事においては、入札公告から入札期日までの期間を少なくとも50日程度確保している。また、個別工事ごとに内容を勘案して、入札参加者の積算、技術資料の作成等に要する時間を考慮して十分な期間を確保しているところである。</p>						
担当局課室等名	大臣官房地方課、大臣官房技術調査課、総合政策局建設業課					

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	経済団体連合会	
項目	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し			
要望の内容	公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づき届出を要する土地のうち、法第4条第1項第5号に定める生産緑地、同条第6号に定める一定面積以上の土地については、届出不要とすべき。			
関係法令	公有地の拡大の推進に関する法律	共管	総務省	
制度の概要	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価格、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事に届け出させることにより、公共施設等の整備のために当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立つ土地の買取りの協議の機会を与えようとするもの。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
1. 第4条第5号：生産緑地地区の区域内に所在する土地 生産緑地地区は、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであることがその指定要件の一つとなっている（生産緑地法第3条第1項第1号）ことから、都市の健全な発展と秩序ある整備（公拡法第1条）を促進するため必要な土地の先買に関する制度等を定める公拡法においては、当該生産緑地の有償取引に先立つ届出が義務付けられているものである。				
2. 第4条第6号：都市計画区域内に所在する一定面積以上の土地 (市街化区域等：5千㎡、その他の都市計画区域：1万㎡) 公拡法においては、都市計画区域内の一定面積以上の土地取引について、都市の健全な発展と秩序ある整備を行う観点から、届出を義務づけているものである。このような土地については、都市施設に関する計画等が具体的に決定されていない場合であっても、土地の活用可能性及び取引機会の希少性の観点から、民間の取引に先立って地方公共団体等が当該土地の譲渡に係る情報を確保することが適当である。				
担当局課室等名	総合政策局国土環境・調整課（5253-8268）			

分野	住宅・土地・公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	建設業許可要件の緩和		
意見・要望等の内容	<p>「常勤役員が、許可を受けようとする建設業について5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していなければいけない」という建設業許可要件を緩和し、自社製品又は同様の製品の製造・販売を行う企業等で一定の経營業務の管理者としての経験を有している場合には、建設業の経營業務の管理責任者としての経験として認めるべきである。</p> <p>また、5年以上という経験期間についても短縮すべきである。</p> <p>「常勤役員」について、「執行役員」も認めるべきである。</p>		
関係法令	建設業法第7条第1号、第15条1号	共管	なし
制度の概要	<p>建設業の許可の基準のひとつとして、以下の要件が定められている。</p> <p>法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>建設業の経営は、他の産業とは著しく異なった特徴を有している。すなわち、建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結等を行わなければならない。また、工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要である。したがって、適正な建設業の経営を行うことを期待するためには、建設業の経営実務についての経験を有する者が、建設業の経営に携わる責任者として最低一人は存在することが必要であると判断され、この要件が定められたものである。</p> <p>また、近年、「執行役員」制度を導入している企業が増加している現状は承知しているが、「執行役員」については、商法等の法令の規定に基づくものではなく各企業において独自の基準に基づいて設置しているものであり、各企業により契約関係・権限等が様々であり、一律に「役員」（取締役）と同等と取り扱うのは適切でない。したがって、現段階での措置は困難である。</p>			
担当局課室等名	総合政策局 建設業課		

分野	住宅・土地・公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会ほか1団体					
項目	建設業許可に係る変更申請書類の簡素化							
意見・要望等の内容	<p>専任の技術者の変更申請にあたり、実務経験等を証明するために請負契約書等の確認書類の提示を行っているが、当該技術者が監理技術者資格証の交付を受けている場合には確認書類の提示は不要とし、監理技術者資格証の提示のみで済むよう簡素化し、また、都道府県に対しても指導を徹底すべきである。</p> <p>人事異動により役員、使用人が交代した場合、建設業許可の変更届に際し、略歴等の添付書類を簡素化すべきである。</p>							
関係法令	建設業法第6条第1項第5号、第7条2号、第15条第2号、第27条の18 同法施行規則第3条、第17条の15 建設業法第11条、同法施行規則第8条、第9条	共管	なし					
制度の概要	<p>許可を受けて建設業を営もうとする営業所ごとに、一定の資格・実務の経験を有する専任の技術者を置く者であることが、建設業の許可基準の一つとして定められている。（建設業法第7条、第15条）</p> <p>また、公共性のある工作物に関する重要な工事については、当該建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者（営業所の専任技術者になり得る者）を現場ごとに専任で置かなければならない。特に、国、地方公共団体等が発注者である工事については、上記の監理技術者は監理技術者資格証の交付を受けた者でなければならない。（建設業法第26条）</p> <p>許可に係る建設業者は、その役員、営業所長等の令第3条に規定する使用人に変更があった場合は、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければならない。（建設業法第11条）</p>							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期： 年 月）</p> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>				<p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期： 年 月）</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>
<p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期： 年 月）</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>					
<p>（説明）</p> <p>許可申請書、添付書類、変更届出書等の関係書類については、許可申請等のオンライン化に合わせて見直し、簡素合理化を図る方向で検討している。</p> <p>技術者の実務経験証明書等の確認資料として、どのような資料を用いることが最も適切であるかについて検討している。</p>								
担当局課室等名	総合政策局建設業課							

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	監理技術者となるための技術検定の種目に電気通信工事の追加		
要望の内容	<p>監理技術者となるための技術検定に、電気通信工事の種目を追加すべきである。</p> <p>「各省庁等における対応状況」(2002年6月)において、「措置するか否かを含めて検討中」とされているが、規制改革推進3か年計画にスケジュールを明記し、早期に実現を図るべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>電気通信工事者の監理技術者となるためには、建設業法で規定する技術検定が設置されておらず、また、別途技術士の試験が非常に難関であることから、電気通信工事者の監理技術者となるためには、2年間の実務経験要件を満たさなければならないのが実情である。そのため、監理技術者となるために、子会社等に出向させて2年間実務経験を積ませるという手段を用いなければならない場合も多い。</p> <p>電気通信工事においても、電気工業と同様な技術検定を創設することにより、監理技術者の育成・増加を図り、IT革命を推進するうえで必要なインフラを円滑に整備できる環境整備を図るべきである。</p>		
関係法令	建設業法第15条、第26条など	共管	なし
制度の概要	<p>電気通信工事業に係る特定建設業許可の要件の一つである営業所専任技術者の要件、及び、電気通信工事の監理技術者の要件として、次のいずれかに該当することを求めている。</p> <p>技術士「電気・電子部門」</p> <p>一定の実務経験(電気通信工事に関し大学・短大・高専指定学科卒業後3年、高校指定学科卒業後5年、その他10年(うち発注者から直接請け負った請負金額が4,500万円以上の工事に関し指導監督的実務経験2年以上を含む。))を有する者</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： 年 月)</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月閣議決定)において、公益法人が国の委託等を受けて行う試験等の事務事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止等を検討することとされており、現段階において新たな検定種目を創設することは困難である。</p>			
担当局課室等名	総合政策局建設業課		



分野	土地・住宅、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	建設業法における監理技術者・主任技術者配置基準の緩和			
意見・要望等の内容	<p>・元請業者が工事現場に配置する監理技術者・主任技術者について、当該元請企業が支配する連結子会社に在籍する技術者あるいは元請会社の親会社や親会社の連結子会社に在籍する技術者を配置すること可能とすべきである。</p> <p>・橋梁工事のみならず、機器製作と建設工事が一体となった一括請負契約の場合には、主任技術者・監理技術者の工事現場への専任・常駐は、現場工事期間のみとし、機器製作期間には不要とすべきことを明確にし、地方自治体等に周知徹底を図るべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>特に、元請となる機器製作メーカーは、工事まで含めた一括請負に対応するために工事部門を保有しているが、物品製作に必要な生産手段と現地工事に必要な生産手段とが大きく異なるため、工事専門の体制を構築することを目的として、工事施工部門の一部を組織上子会社に行っていることが多い。したがって、連結子会社に在籍する監理技術者を配置しても、元請業者の発注者に対する責任は十分果たし得る。</p> <p>工場製作期間中は、高度な技術・設備を用い、専門の技術・技能集団が、工場長の下に一元的・体系的に確立された管理体制の下で製作に当たっており、監理技術者・主任技術者が管理するまでもなく、発注者保護の観点からも特に問題はない。運用マニュアルにおいて、工場製作期間は必ずしも専任を要しないと記載されているにもかかわらず、契約工期を通しての専任設置を要求される場合が殆んどである。</p>			
関係法令	建設業法第26条、建設省経建発第58号	共管	なし	
制度の概要	<p>建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、「主任技術者」又は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請け契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合は「監理技術者」を置かなければならない。また、建設業者が配置する主任技術者及び監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることを有する。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施時期：平成15年1月)			

(説明)建設工事の発注者は、企業が蓄積したノウハウを期待して施工を委ねている。したがって、専任の監理技術者等として、企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者以外の者をおくことは、発注者の信頼に反するものである。また、元請会社が請け負った建設工事について子会社から出向している技術者を監理技術者等として配置し、当該工事の主たる部分の子会社に丸投げするケースが実際にある。これは、各建設業者の責任を不明確にするばかりでなく、完成高の水増しを助長することにもなっている。したがって、建設業者が配置しなければならない技術者には、原則として在籍出向を認めるわけにはいかない。

しかしながら、グループ経営等による企業経営の合理化を進めるような場合には、そのメリットを確保するため、建設業者が分社又は営業譲渡を行った場合(平成13年国総建第155号)、持株会社制度による経営統合を行った場合(平成14年国総建第97号)には、一定の条件下で、親会社から子会社への監理技術者等の在籍出向を認めることとした。さらに、親会社と連結子会社の間での監理技術者等の在籍出向についても、平成15年1月に一定の条件下で認めたところである(平成15年国総建第335号)。

また、工場製作過程を含む建設工事についても、上記理由により監理技術者等による施工管理は不可欠であるが、現場が不稼動であって製作が一元的な管理体制のもとで行われる場合には、監理技術者等は当該製作期間中必ずしも専任を要しないと運用しているところである。当該運用の適正化を図るため、今後とも関係者に周知をしてみたい。

担当局課室等名

総合政策局建設業課

分 野	住宅・土地・公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項 目	建設業法に基づく提出書類の削減		
意見・要望等の内容	<p>公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が「経営事項審査」時に提出しなければならない「工事経歴書」について、「完成工事実績」の記載を、例えば工事の業種ごとに、金額が大きい上位 10 件程度とするなど、簡素化すべきである。</p> <p>工程ごとに工事監理者が写っている写真の提出義務付けが行われないよう、地方自治体に指導すべきである。</p>		
関係法令	建設業法 第 27 条の 23 第 5 項、同法施行規則第 19 条の三、同法施行規則様式第 2 号の 2 記載要領 なし	共管	なし
制度の概要	<p>公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、1 年 1 回「経営事項審査」を受けなければならない、その為の申請書類の提出が義務付けられている。当該書類に「工事経歴書」があり、申請直前 1 年間の完成工事につき、工事の業種毎に工事完成高の 7 割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載しなければならない。</p> <p>地方自治体によっては、建設作業の工程が完了するごとに、当該建築物と工事監理者（又は資格のある代理者）が写っている写真を提出するよう、指導している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期: ) (結論時期: 年 月)			
(説明) <p>工事経歴書については、完成工事高の水増し申請の防止等の観点から、請負代金の額の合計の概ね 7 割を超えるところまで、請負代金の額の大きい完成工事から順に記載することとしている。</p> <p>建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定する軽微な工事以外の工事についても工事経歴書の記載内容を簡素化すると、審査行政庁における完成工事高の審査が不十分になるおそれがあり、完成工事高の水増し申請(虚偽申請)を誘発する懸念がある。建設業界からも虚偽申請の徹底的な排除を指摘されているところであり、このため、完成工事高の水増し申請防止等の観点からも工事経歴書の完成工事実績の記載内容を簡素化することは、検討していない。</p> <p>なお、平成 13 年 3 月 30 日付けで、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 13 年国土交通省令第 77 号)が公布され、経営事項審査時の提出書類である工事経歴書(別記様式 2 号の 2)の改正を行い、申請事務負担の軽減等の観点から、工事経歴書に建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定する軽微な工事については 10 件を超えて記載することを要しないこととしたところである</p>			

建設作業の工程が完了するごとに、当該建築物と工事監理者（又は資格のある代理者）が写っている写真を提出することについては、建設業法に定められているわけではない。指摘された地方自治体の措置については、各地方自治体が公共工事の入札・契約の適正化のため、地域の実状等も踏まえつつ、それぞれの努力されているところであり、また、国土交通省は地方公共団体の発注者に対して強制力を持って指導を行う権限はないため一律的な実施は困難である。

担当局課室等名

総合政策局 建設業課



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	入札資格基準の透明性向上等		
意見・要望等の内容	入札資格基準の透明性向上や、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成を検討するよう強く要請する。		
関係法令	公共工事入札契約適正化法	共管	財務省、総務省
制度の概要	<p>公共工事の入札及び契約にかかる情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)により、国、特殊法人等、地方公共団体に対して、公表を義務付けている。</p> <p>また、同法に基づき国、特殊法人等、地方公共団体が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)が策定されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>「入札契約適正化法」においては、国、特殊法人等、地方公共団体に対して、毎年度の発注見通しや、入札者名、入札参加資格、落札者名、契約の相手方等の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を義務付けているとともに、全発注者が取り組むべきガイドラインとして定められた「適正化指針」においては、情報の公表に加え、入札監視委員会等第三者機関の活用等を通じて、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する透明性の確保を図ることとしている。</p> <p>また、同法においては、透明性の確保に加え、入札参加者等との間の公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保により、公共工事の入札及び契約の適正化を進めているところである。</p>			
担当局課室等名	総合政策局 建設業課 入札制度企画指導室		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	宅地建物取引業者の業務範囲の確定等			
意見・要望等の内容	(1) 宅地建物取引主任者の業務範囲や責任について、明確化を図るべきである。 (2) 宅地建物取引業法第 35 条に規定されている契約時の重要事項の説明については、最低限必要な事項に限定すべきである。			
関係法令	宅地建物取引業法	共管	なし	
制度の概要	宅地建物取引業者は、宅地建物取引主任者をして、契約締結前の重要事項説明、契約締結時の書面交付等を行わなければならない。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進 3 か年計画（改定）】 10．住宅・土地、公共工事 (3)ア 住宅・土地 透明かつ公平な不動産流通制度の再構築 不動産流通を活性化させるため、より透明で公平な不動産流通の確保の観点から以下の点について検討する。 (a)宅地建物取引業者の業務の明確化及び責任の範囲の明確化 (b)宅地建物取引業務以外のサービスの在り方 (c)複雑化している「重要事項説明」に関する優先度を利用した再整理			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 要望事項については、総合規制改革会議「規制改革の推進に対する一次答申」において、透明かつ公平な不動産流通制度の再構築の検討を行うべきとの答申がなされているところでもあり、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産流通業者の業務及び責任の範囲の明確化</li> <li>・重要事項説明の在り方 等</li> </ul> に係る不動産流通業務のあり方を検討するため、学識経験者等で構成される「不動産流通業務のあり方研究会」を設置し、平成 14 年度中に結論を得るべく、検討を進めているところ。 なお、宅地建物取引業法第 35 条に定める重要事項説明は、消費者保護の観点から必要最小限のものを対象としている。				
担当局課室等名	総合政策局不動産課（連絡先：03-5253-8288）			

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会																
項目	宅地建物取引業免許に係る申請手続等の電子化・簡素化																		
要望の内容	宅地建物取引業免許に係る申請、届出等の手続について、電子化を図るなど、手続を簡素化すべきである。																		
関係法令	宅地建物取引業法第3条、第4条、第8条、第9条、第15条	共管	なし																
制度の概要	<p>宅地建物取引業を営もうとする場合には、事務所の名称及び所在地等を記載した申請書を、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合は国土交通大臣に、1の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合は都道府県知事に提出し、免許を受けなければならない（宅地建物取引業法第3条及び第4条）。</p> <p>宅地建物取引業者は、役員の変更など宅地建物取引業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項について変更があった場合においては、国土交通省令の定めるところにより、30日以内にその旨をその免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事に届け出なければならない（宅地建物取引業法第9条）。</p>																		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3ヵ年計画（改定）】</p> <p>10 住宅・土地・公共工事関係 （3）ウ その他</p> <p>宅地建物取引業に係る免許申請の電子化</p> <p>宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。</p>																		
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">検討中</td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 10px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 10px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 10px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成15年度一部実施予定）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			（実施（予定）時期：平成15年度一部実施予定）			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
（実施（予定）時期：平成15年度一部実施予定）																			
<p>（説明） 宅地建物取引業法においては、政令で定める使用人、専任の取引主任者の変更に伴う変更届出書等には、添付が必要な書類として、押印が必要な誓約書、専任の取引主任者設置証明書、身分証明書等があり、変更届出書の完全な電子化を行うためには、電子署名、他の行政機関とオンラインで通信を行う方法の確立が必要である。</p> <p>なお、これらの問題を含め、平成15年度に電子申請を行えることを目途とした手続の電子化に向けた検討を行っている。</p>																			
担当局課室等名	総合政策局不動産課（連絡先：03-5253-8288）																		



分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会、(社)リース事業協会、オリックス	
項目	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃			
要望の内容	不動産特定共同事業者が、不動産特定共同事業契約の成立前に、申込者に対し不動産特定共同事業契約の内容等に関する事項につき書面を交付する際における説明義務の撤廃			
関係法令	不動産特定共同事業法第24条第1項	共管	金融庁	
制度の概要	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。				
担当局課室等名	総合政策局不動産課不動産投資市場整備室(03-5253-8289)			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 全日本トラック協会																
項目	市街化調整区域における物流施設に関する開発許可の緩和																		
意見・要望等の内容	<p>98年7月の規制緩和の趣旨を地方公共団体へ周知徹底させるとともに、物流施設の立地が認められる条件とされている「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」を「2車線以上でトラックが通行しても問題ない道路」に改めるべきである。</p> <p>また、市街化調整区域における物流施設の開発について、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業についても、特別積合せ運送事業と同様に開発許可を不要とすべきである。</p>																		
関係法令	都市計画法第29条、第34条 都市計画法施行令第21条	共管	なし																
制度の概要	<p>都市計画法第29条第1項第3号では、公益上必要な建築物の建築に係る開発行為を許可不要としており、同法施行令第21条第6号において、貨物自動車運送事業法に規定する特別積合せ運送事業の用に供する施設である建築物が公益上必要な建築物とされている。</p> <p>市街化調整区域で開発行為を行うには、法第34条各号に掲げる立地基準のいずれかに該当しなければならないが、同法第34条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可をすることとなり、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する建築物に係る開発行為については第10号口に該当するか否かを、都道府県知事等が個別に判断して許可できることとなっている。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
<p>(説明)</p> <p>「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により開発許可事務が機関委任事務から自治事務とされたことに伴い、物流施設の立地について98年4月の規制緩和の趣旨を維持した「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日国総民第4号)を技術的助言として発出している。「開発許可制度運用指針」においては、地域の特性、市街化区域等の市街化の状況、交通状況の事情等を総合的に勘案して、周辺の土地利用に支障を及ぼさない場合にあっては許可をすることができることを示しており、「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」以外においても、各開発許可権者が地域の実情に応じて立地の是非について判断す</p>																			

ることができることとなっている。

貨物自動車運送事業法第2条第6項の特別積合せ事業については、特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業場間において、これらの荷物を積み合わせて長距離にわたり定期的に運送する物流の根幹としての役割を担う公益性の高い事業であり、当該事業の用に供する施設に関する事業が土地収用法の収用適格事業とも該当するなど、極めて高い公益性が認められるため都市計画法第29条第1項第3号及び同法施行令第21条第6号において開発許可不要とされているところ。一般貨物自動車運送事業の全てが、上記特別積合せ事業と同等の公益性を有しているとはいえず、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する建築物に係る開発行為についても第10号口に該当するか否かを、都道府県知事等が個別に判断して許可できることとなっており、一般貨物自動車運送事業の用に供する施設のための開発行為を一律に許可不要とすることはできない。

担当局課室等名

国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	市街化調整区域における沿道サービス型コンビニエンスストアの出店			
意見・要望等の内容	国は、法令上、沿道サービス型のコンビニエンスストアを市街化調整区域に出店することが可能である旨を、各地方公共団体に周知徹底させるべきである。			
関係法令	都市計画法第34条	共管	なし	
制度の概要	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされており、開発行為は都市計画法第34条に列挙されるものが許可されることとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 市街化調整区域における開発行為は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可できることとされている。 また、「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日国総民第9号)により、地域の実情に応じた円滑な制度の運用を図るよう地方公共団体に要請しており、今後ともその適切な運用を要請していく。				
担当局課室等名	国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 全日本トラック協会																
項目	市街化調整区域における物流施設に関する開発許可の緩和																		
意見・要望等の内容	<p>98年7月の規制緩和の趣旨を地方公共団体へ周知徹底させるとともに、物流施設の立地が認められる条件とされている「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」を「2車線以上でトラックが通行しても問題ない道路」に改めるべきである。</p> <p>また、市街化調整区域における物流施設の開発について、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業についても、特別積合せ運送事業と同様に開発許可を不要とすべきである。</p>																		
関係法令	都市計画法第29条、第34条 都市計画法施行令第21条	共管	なし																
制度の概要	<p>都市計画法第29条第1項第3号では、公益上必要な建築物の建築に係る開発行為を許可不要としており、同法施行令第21条第6号において、貨物自動車運送事業法に規定する特別積合せ運送事業の用に供する施設である建築物が公益上必要な建築物とされている。</p> <p>市街化調整区域で開発行為を行うには、法第34条各号に掲げる立地基準のいずれかに該当しなければならないが、同法第34条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可をすることとなり、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する建築物に係る開発行為については第10号口に該当するか否かを、都道府県知事等が個別に判断して許可できることとなっている。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
<p>(説明)</p> <p>「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により開発許可事務が機関委任事務から自治事務とされたことに伴い、物流施設の立地について98年4月の規制緩和の趣旨を維持した「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日国総民第4号)を技術的助言として発出している。「開発許可制度運用指針」においては、地域の特性、市街化区域等の市街化の状況、交通状況の事情等を総合的に勘案して、周辺の土地利用に支障を及ぼさない場合にあっては許可をすることができることを示しており、「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」以外においても、各開発許可権者が地域の実情に応じて立地の是非について判断す</p>																			

ることができることとなっている。

貨物自動車運送事業法第2条第6項の特別積合せ事業については、特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業場間において、これらの荷物を積み合わせて長距離にわたり定期的に運送する物流の根幹としての役割を担う公益性の高い事業であり、当該事業の用に供する施設に関する事業が土地収用法の収用適格事業とも該当するなど、極めて高い公益性が認められるため都市計画法第29条第1項第3号及び同法施行令第21条第6号において開発許可不要とされているところ。一般貨物自動車運送事業の全てが、上記特別積合せ事業と同等の公益性を有しているとはいえず、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する建築物に係る開発行為についても第10号口に該当するか否かを、都道府県知事等が個別に判断して許可できることとなっており、一般貨物自動車運送事業の用に供する施設のための開発行為を一律に許可不要とすることはできない。

担当局課室等名

国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	関西経済連合会												
項目	都市計画法や開発指導要綱等による、いわゆる開発指導（規制）の緩和														
意見・要望等の内容	各部署にまたがる行政内の開発指導の窓口を一本化する。また、期限を切って早急に審査・指導することを明確にルール化する（建築確認のみ民間参入を認めて期間短縮しても、全体の申請期間はほとんど縮まっていない）。														
関係法令	なし	共管	なし												
制度の概要	地方公共団体は、独自に開発指導要綱を策定し、宅地開発等に際して事業者に行政指導を行っている。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（実施時期：平成13年5月等）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>開発許可事務が自治事務になったことに伴い技術的助言として示した「開発許可制度運用指針」において、関連行政分野を網羅した横断的調整組織を設ける等の機動的な審査体制の整備、関連する他法令に基づく許認可等の関係部局との調整等、開発許可手続の迅速化を示しているところ。</p> <p>地方公共団体が独自に行っている指導要綱行政については、これまで数次の通達により行き過ぎの是正を要請しているところ。</p>															
担当局課室等名	国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室														



分野	土地・住宅	意見・要望提出者	日本経団連
項目	不動産の地盤に関する情報や価格情報の開示に係る環境整備		
意見・要望等の内容	<p>(1) 地方自治体が行政情報として蓄積している、耐震性などといった地盤情報に関しては、整理した上で開示を行い、不動産取引の透明性を確保すべきある。</p> <p>(2) プライバシー保護の観点から、個別物件が特定されるような情報（例えば具体的な丁目やマンション名等）を除き、路線、駅からの近距離、築年数、間取り及び面積等を類型化し、不動産の取引価格を開示すべきである。</p>		
関係法令	なし	共管	
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（14年3月29日閣議決定）</p> <p>「各種不動産関連情報は、公共部門等に蓄積されているものの、十分に開示、活用されているとは言い難い。そのため、国民からの要請に応じて適切な形で提供できるような仕組みを早急に検討し、不動産関連情報を開示していくことが必要である。</p> <p>具体的には、不動産に関するインデックスを作成する民間主体等が、守秘義務を前提としながら、実売買価格を含む不動産取引事例の情報を十分に活用できる仕組みを整備する。</p> <p>【平成14年度以降逐次実施】」</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中 (1)</p> <p>措置するか否かを含めて検討中)</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難 (2)</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>現在土地政策分科会企画部会にある土地情報WGにおいて、必要とされる土地情報の内容、価格情報等の提供のあり方、具体的な土地情報の収集、蓄積、提供の方法等について検討を行っている。</p>			
担当局課室等名	土地・水資源局土地情報課		

分野	住宅・土地、公共工事 教育・研究	意見・要望提出者	東京商工会議所 他5団体	
項目	工業（場）等制限法の廃止			
意見・要望等の内容	・ 工業等制限法の早期廃止。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律</li> <li>・ 近畿圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	首都圏の既成市街地等への人口の過度の集中を防止するため、工業（場）等制限区域内において、基準面積以上の工場の作業場及び大学等の教室の新増設は、都府県知事等による許可制とする制度。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定）】</p> <p>6（2）カ 工業（場）等制限法の廃止</p> <p>首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として一定床面積以上の工場や大学等の新増設を制限する工業（場）等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止するための法案を第154回国会に提出する。</p> <p>3（3）イ 工業（場）等制限法の廃止</p> <p>3（3）ア 27 工業（場）等制限法の廃止</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（実施（予定）時期：平成14年7月）</p>				
<p>（説明）</p> <p>平成14年7月12日 「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律」公布・施行</p> <p>工業（場）等制限制度 廃止</p>				
担当局課室等名	都市・地域整備局 大都市圏整備課			



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	都市再開発諸制度における「街並み形成への寄与」項目の積極的活用					
意見・要望等の内容	特定街区等容積率緩和制度の運用に当たって、容積率の割増を受ける評価事項として、「街並み形成への寄与」も積極的に運用すべきである。					
関係法令	都市計画法、建築基準法	共管	なし			
制度の概要	都市計画法に規定する特定街区、高度利用地区などの容積率緩和制度を運用するに当たり、各地方公共団体において、容積率の割増の評価基準をそれぞれ定めている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期:             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) 容積率緩和制度の運用については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で運用を行っているものと認識している。						
担当局課室等名	都市・地域整備局都市計画課 住宅局市街地建築課					

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会												
項目	東京都心部における風致地区の指定や指定内容の見直し														
意見・要望等の内容	東京都心部に指定されている風致地区について、指定の目的を勘案し、かつ風致地区に指定された地区及び周辺の土地利用を踏まえ、風致地区の指定そのものや規制の内容を見直すべきである。国においても、現状に併せて適宜見直すよう指導すべきである。														
関係法令	都市計画法第8条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 東京都風致条例	共管	なし												
制度の概要	<p>風致地区は、一定の開発を許容しつつ、都市における自然的景観の保全を図るために都市計画に定める地域地区である。</p> <p>風致地区の規制は、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」で定める基準に従い、地方公共団体が個々に定めるものである。</p> <p>条例で定める基準に適合する建築物等には許可されるが、建ぺい率、高さ制限などの基準は周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合は除外されるなど、地域の実情に応じた対応が可能である。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成12年12月)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>(説明)</p> <p>風致地区の指定や規制内容を定める条例の制定は地方公共団体が行う自治事務である。</p> <p>風致政令においては、「周辺の土地の状況により風致の維持上、建ぺい率や高さ制限の基準によらない場合の規定」を、明記しているところである。</p> <p>また、周辺の都市状況の変化に対応した風致地区の区域の見直しについては、平成12年12月に策定した都市計画運用指針において見直しの考え方を示したところである。</p>															
担当局課室等名	都市・地域整備局都市計画課														

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会										
項目	都市計画決定された駅前広場区域の容積率の移転												
意見・要望等の内容	駅前広場は、交通結節点としての機能や防災、景観上の重要な機能を果たす必要があることから、建築物の建築が許可されず、容積率は未利用である。他方、駅前広場は、都市の中心に位置し、都市政策上高い容積率が設定されるなど高度利用を促進すべき地区に存する。												
関係法令	建築基準法第52条	共管	なし										
制度の概要	建築物の容積率は用途地域の種類毎に定められた数値の中から都市計画で定められる。												
計画等における記載の状況	該当なし												
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期：             </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">) )</td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他	) )				
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他									
) )													
(説明) 道路部分である駅前広場については、建築基準法第44条の規定により、建築物を道路内に建築することは原則として禁止されており、通常、道路は建築物の敷地として利用できないことから、道路の部分の容積率の算定の基礎となる敷地面積に参入することは適当ではない。 なお、都市計画において容積率を指定する際にも、道路を建築物の敷地として使用することは想定していない。													
担当局課室等名	都市・地域整備局都市計画課 住宅局市街地建築課												

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	立体道路の有効活用等		
意見・要望等の内容	自動車専用道路以外の道路や、既存の自動車専用道路上においても、国有財産法や地方自治法上の手続を経ることを前提として、立体道路制度を適用できるようにすべきである。		
関係法令	建築基準法第44条	共管	なし
制度の概要	建築基準法では、建築物は道路内に建築してはならないこととされているが、一定の自動車専用道路等の上空又は路面下に設ける建築物で、特定行政庁の認定を受けたものについてはこの制限が適用されない。		
計画等における記載の状況	【規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）】 （10 住宅・土地、公共工事1（3））		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）において、「適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討すべきである。」とされている。			
担当局課室等名	住宅局市街地建築課 都市・地域整備局都市計画課 道路局路政課		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会					
項目	都市再開発法における行政代執行の強化							
意見・要望等の内容	<p>地方公共団体において、代執行を専門とする部署を設けるなど、行政の強制執行権の活用を促進すべきである。</p> <p>規制改革推進3か年計画（改定）において、「行政代執行の的確な実施が確保されるよう、マニュアルの充実等運用の徹底を図る」旨盛り込まれたところであり、本要望の趣旨が実現されるようにすべきである。</p>							
関係法令	都市再開発法第98条第2項	共管	なし					
制度の概要	市街地再開発事業に係る工事のために必要がある場合、施行者は土地建物等の占有者に対して明渡しを求めることができ、明渡しがなされない場合、施行者の請求により都道府県知事が行政代執行を行うことができる。							
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定）】</p> <p>6 都市再生</p> <p>（2）都市に係る各種制度の見直し</p> <p>イ 市街地再開発事業等の積極的推進</p> <p>（エ）都市再開発法における行政代執行の強化【平成13年度中に措置（検討）、平成14年度中に措置（結論）】</p> <p>市街地再開発事業に係る工事のために必要がある場合、施行者は土地建物等の占有者に対して明渡しを求めることができ、明渡しがなされない場合、施行者の請求により都道府県知事が行政代執行を行うことができるとされているが、行政代執行が実施されることは極めてまれである。市街地再開発事業の迅速化を図るため、施行者より請求があった場合には、都道府県知事等による行政代執行の的確な実施が確保されるよう、マニュアルの充実等運用の徹底を図るべきである。</p>							
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div> </td> <td style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> </td> <td style="border: none;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">}</div> </td> <td style="border: none;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div> </td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年7月）</p>			<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="font-size: 2em;">{</div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	<div style="font-size: 2em;">}</div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div>
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="font-size: 2em;">{</div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	<div style="font-size: 2em;">}</div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">その他</div> </div>				
<p>（説明）</p> <p>「行政代執行マニュアル（案）」を作成し、平成14年6月26日に地方公共団体に対し発出するとともに、同年7月22日の市街地再開発事業担当課長会議にて地方公共団体に周知した。</p>								
担当局課室等名	<p>都市・地域整備局市街地整備課</p> <p>住宅局市街地建築課</p>							



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会ほか1団体	
項目	駐車場附置義務規制の緩和・弾力化			
意見・要望等の内容	画一的な駐車場附置義務基準を改め、建築物の用途や建築敷地の交通特性等を考慮した、弾力的な基準の設定や運用を図るよう、国は地方自治体に対し指導すべきである。特に、公共交通機関が高度に整備された都心部等では、附置義務基準を引き下げる方向で見直すべきである。			
関係法令	駐車場法、各地方公共団体の定める条例	共管	各地方公共団体	
制度の概要	駐車場整備地区内、商業地域等において、延べ面積が一定規模以上の建築物の新築・増築等を行おうとする者に対し、地方公共団体が条例で駐車施設の附置を義務付ける制度。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3ヵ年計画（改定）】</p> <p>10 住宅・土地・公共工事関係 （3）ア 住宅・土地</p> <p>40 駐車場附置義務の弾力化</p> <p>地方公共団体の参考となるよう、地区特性を加味した駐車場附置義務基準に関する考え方について検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）				
<p>駐車場法に基づく附置義務条例は、自治事務として地方公共団体が定めるものであり、国土交通省としては、技術的助言として「標準駐車場条例」を含む考え方を通知しているところ。</p> <p>条例の制定にあたっては、既に地区特性を加味して制定するよう通知しているところであるが、現在、地区特性を考慮した運用が推進されるよう具体的措置を検討中。</p>				
担当局課室等名	都市・地域整備局街路課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	駐車場出入口位置指定の弾力化					
意見・要望等の内容	駐車場の出入口規定が硬直的に適用されることが、大規模都市再開発事業等の駐車場計画をたてるにあたって、大きな足かせとなっていることから、駐車場出入口を交差点から5メートル以内の部分に設けてはならないという位置規定について、現実に即して柔軟に適用できるようにすべきである。					
関係法令	駐車場法施行令	共管	なし			
制度の概要	<p>一般公共の用に供する駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものについては、駐車場法施行令で定める技術的基準を遵守することとされており、令第7条第1項では、道路交通法第44条に掲げる道路の部分への駐車場出入口設置を禁じている。</p> <p>道路交通法第44条は、停車及び駐車を禁止する場所を定めるものであり、交差点・横断歩道・自転車横断帯・踏切・軌道敷内・坂の頂上付近・勾配の急な坂又はトンネル、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分等が規定されている。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  )             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他				
(説明) 本規定は、道路交通の安全と円滑を確保し、国民の生命、身体を守るために定められたものである。規定の見直しに対するニーズの把握を実施するとともに、安全性確保等に与える影響の検討を進めるなど、規定見直しの可否を含め検討中。						
担当局課室等名	都市・地域整備局街路課					



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	5 h a 以下の都市公園への電気設備の設置			
意見・要望等の内容	電線類の地中化に必要な変圧器等の地上機器を5 h a 以下の都市公園にも設置できるようにする。			
関係法令	都市公園法第7条第1号 都市公園法施行令第16条	共管	なし	
制度の概要	<p>・公園管理者は、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設が、都市公園法第7条各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術基準に適合する場合に限り、これを設けて都市公園を占有すること許可することができる。</p> <p>・都市公園の占有許可を受けて変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園は、5 h a 以上の敷地面積を有するものであること。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>電線類の地中化に必要な小規模な変圧器等の地上機器は、変圧塔には該当せず、都市公園法第7条第1号の「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」のうち「その他これらに類するもの」に該当するものであり、都市公園法施行令においては「その他これらに類するもの」の占用に関して公園の敷地面積に係る技術的基準を定めていないため、公園の敷地面積にかかわらず公園管理者の許可を受けて公園内に設けることは可能である。なお、公園管理者の許可に当たっては、都市公園の占用が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められることが要件となっている。</p>				
担当局課室等名	都市・地域整備局公園緑地課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	都市公園への22(33)kV配電用変圧器の設置		
意見・要望等の内容	22(33)kV配電用変圧器について、地上に設けて都市公園を占有することが可能である都市公園法第7条第1号の「変圧塔等に類するもの」に該当するものとする。		
関係法令	都市公園法施行令第16条 都市公園法施行規則第8条 都市公園法第7条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変電所を設置する場合は、当該都市公園が2ha以上の敷地面積を有すること等とされるほか、設置場所は地下に限られ、変電所頂部は地面から原則3m以下としないこととされている。</li> <li>・変圧塔を設置する場合は、当該都市公園が5ha以上の敷地面積を有することとされている。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 22(33)kV配電用変圧器は、電気事業法における取扱いも同法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所であり、都市公園法条の扱いも「変電所」に該当することとなる。 都市公園は、都市の中の貴重なオープンスペースであるだけでなく、緑あふれた美しい街並みづくりに寄与しているものであり、その本来の目的からすれば、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設により都市公園を占有することは、都市公園の効用を阻害することになるため、公園管理を適正に行う観点から、占有物件として規定し、公園管理者の許可たらしめることとしている。 したがって、本件要望にある22(33)kV配電用変圧器は、22kVキャビネット、低圧分岐装置及び第三者の安全確保に必要な施設等から構成され、また、全体として占有面積が大きくなることなどから、地下に限り都市公園内に設けることができるとされている。			
担当局課室等名	都市・地域整備局公園緑地課		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	地方自治体による下水道指定業者制度の撤廃							
意見・要望等の内容	<p>下水道の引込工事については、地方公共団体によって指定業者が決められており、競争原理が働かずコスト高となっており、さらに実態として新規指定業者はほとんどない。</p> <p>工業者に技術の向上を促し、施主（消費者）に安価に工事を提供できるような競争原理の働く制度への改変をしていただきたい。（例えば、登録制により一定基準を満たしている業者を登録する等。）</p>							
関係法令	自治体下水道条例	共管	なし					
制度の概要	<p>排水設備工事の出来具合が下水道に直接影響するものであることから、排水設備工事の技術的水準の確保を図ること、及び排水設備の故障時における迅速な対応の確保を図ることを目的として、一定の基準に基づきあらかじめ市町村において指定した者のみが排水設備工事を行うことができるものとするものであり、多くの市町村で実施。</p> <p>下記のとおり措置を講じたところであり、現在、各市町村において、制度の見直しが行われているところ。</p>							
計画等における記載の状況	<p>「規制緩和推進計画について」（平成7年3月31日閣議決定）の1 住宅・土地関係、（5）その他、11）下水道の指定工事店制度</p> <p>下水道の指定工事店制度の運用に当たって、競争性、透明性が確保されるよう地方公共団体を指導。</p>							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 その他             </td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成7年度）</p>				措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他					
<p>（説明）</p> <p>下水道指定工事店制度については、規制緩和推進計画に基づき、平成7年8月10日付建設省都市局下水道部長通達及び平成8年12月5日付建設省都市局下水道部長通達により、制度の運用に当たって競争性及び透明性を確保すべく指導を行っているところ。</p>								
担当局課室等名	都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室							

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	橋梁に添架される管路の占用の取扱いの統一化		
要望の内容	橋梁に添架される管路等の占有申請および占有料の支払いは、道路法もしくは河川法のどちらか一方の取扱いとすべきである。		
関係法令	道路法第 32 条 河川法第 24 条	共管	なし
制度の概要	<p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合において、道路管理者の許可を受けなければならない。（道路法第 32 条第 1 項）</p> <p>河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。（河川法第 24 条）</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難 その他
(説明) 道路占有許可及び河川占有許可は、それぞれの公物を管理する道路管理者及び河川管理者が、それぞれの当該公物管理上の必要性から許可の対象としているものであり、許可の可否を判断するに当たって審査すべき事項は全く異なっているところ、これを統一化して一方の管理者が全ての事項を審査し判断することは困難である。 また、占有料についても、道路管理上及び河川管理上のそれぞれの要請から、個別の法律に基づいて徴収されているものであり、同一の観点から二重に徴収しているのではない。			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室、河川局水政課		

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	関西経済連合会	
項目	公有水面埋立法（旧法）・埋立地に関する処分の制限に係る規制撤廃			
要望の内容	旧法免許に係る埋立地で竣功後10年を経た土地については、処分制限登記を自動的に外す。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	旧法免許に係る埋立地の権利の設定・譲渡については、免許条件及び処分制限登記により、免許権者（都道府県知事又は港湾管理者）の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>旧法事案については、免許権者がその権限(判断)で免許条件及び処分制限登記を解除することにより許可を不要とすることができることとなっている。</p>				
担当局課室等名	港湾局管理課、河川局水政課			



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	(社)全国信用組合中央協会	
項目	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用について			
意見・要望等の内容	地方道路公社の資金運用先として信用組合の預金を追加すること。			
関係法令	地方道路公社法第31条	共管	なし	
制度の概要	地方道路公社の根拠法において、業務上の余裕資金の運用制限があり、信用組合の預金に運用できない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 地方道路公社の資金運用方法の拡大のためには、法改正が必要であり、信用組合の預金を余裕資金の運用先を含めることについては、金融機関の中の信用組合の役割、位置づけについて検討した上で判断する。				
担当局課室等名	道路局路政課			



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	武蔵村山市議会												
項目	公団住宅を公共住宅として存続														
意見・要望等の内容	「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）における、公団賃貸住宅等の売却の方針を撤回し、公共住宅として存続することを求める。														
関係法令	なし	共管	なし												
制度の概要	<p>「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定） 一部抜粋</p> <p>都市基盤整備公団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業について講ずべき措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>【賃貸住宅事業】</li> <li>賃貸住宅の管理については、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、効率化を図る。また、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努める。</li> </ul> </li> <li>・組織形態について講ずべき措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>集中改革期間中に廃止することとし、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置する。なお、公団事業については、所要の制度改正を含め、上記のとおり措置した上で、上記の独立行政法人に引き継ぐ。</li> </ul> </li> </ul>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置済  措置予定         </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中         </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">(実施(予定)時期:</td> <td colspan="3" style="border:none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置済  措置予定         </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中         </div>			(実施(予定)時期:	)		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置済  措置予定         </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">           措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中         </div>														
(実施(予定)時期:	)														
(説明)															
<p>都市基盤整備公団については、特殊法人等整理合理化計画において「新たな独立行政法人を設立し、公団事業について所要の見直しをした上で引き継ぐ」等の大枠の方向性が示されたことを受け、今国会に独立行政法人都市再生機構法案を提出し、賃貸住宅の管理についても、新たに設立される公共性をもった同機構に引き継がれることとなっているところ。</p>															
担当局課室等名	住宅局 総務課 都市基盤整備公団監理室														

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	市場の成立が困難な領域で民間部門の投資を支援する政策措置の検討		
意見・要望等の内容	市場の成立が困難な領域（例：修繕、高齢者に対応した改築等）で民間部門の投資を支援する政策措置を検討する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	【 第八期住宅建設五箇年計画（平成 13 年 3 月 13 日閣議決定）の第 1 の 5(4) 】 中古住宅の円滑な取得や買換えを促進するための中古住宅市場の環境整備、ライフステージの質の維持、改善を容易に行い得るリフォーム市場の環境整備、ライフステージに応じた住替えが実現できる賃貸住宅市場の環境整備など、市場が適切に機能する条件整備を推進するための具体的内容、実施スケジュール等を明示した住宅市場整備のための行動計画を策定し、市場の環境整備を計画的に進める。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 13 年 8 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>国土交通省では、平成 13 年 3 月に決定された第八期住宅建設五箇年計画を受け、良質な住宅ストックの形成及び維持管理、さらにその市場における円滑な流通を促進する必要性に鑑み、中古住宅市場、リフォーム市場、賃貸住宅市場において、市場が適切に機能する条件整備を推進するための具体的な施策をとりまとめた住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)を平成 13 年 8 月 23 日に公表したところ。</p> <p>同計画に基づき、リフォーム事業者に関する情報提供システム(リフォネット)の構築や増改築工事にかかる瑕疵保証制度、住宅金融公庫融資において、持家のバリアフリー化等のための死亡時一括償還制度を創設するなど、リフォーム市場の整備のための施策を着実に実施しているところであり、2015 年における維持補修を含めた住宅リフォーム市場の規模は約 6 兆円になるものと見込んでいる。</p>			
担当局課室等名	住宅局住宅政策課		



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	中古住宅流通市場の育成			
意見・要望等の内容	中古住宅流通市場の育成を図るため、新築住宅に加えて中古住宅に対する住宅性能評価・ <u>保証システムを図る</u> とともに、マンションの建て替えを促進するため、区分所有法の建て替え要件を5分の4以上の合意のみとされたい。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	中古住宅売買に際して消費者が安心して中古住宅を購入できるよう、当該中古住宅の基本構造部分について保証を行う制度について、平成13年4月より、(財)住宅保証機構において運用しているところ。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3カ年計画の10】「また、中古住宅市場の整備を積極的に展開できる環境整備を行う。」			
対応の状況	措置済 措置予定	措置済・措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 平成13年4月より、(財)住宅保証機構において制度運用を開始。(平成15年2月より中古住宅保証制度から既存住宅保証制度に名称を変更)</p>				
担当局課室等名	住宅局住宅生産課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	大阪商工会議所									
項目	中古住宅流通市場の育成（中古住宅の性能評価制度の構築）											
意見・要望等の内容	中古住宅流通市場の育成を図るため、新築住宅に加えて中古住宅に対する住宅性能評価・保証システムを図るとともに、マンションの建て替えを促進するため、区分所有法の建て替え要件を5分の4以上の合意のみとされたい。											
関係法令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	共管	なし									
制度の概要	上記の法律に基づく住宅性能表示制度は、次のようなメリットを有する任意の制度である。 (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、住宅取得者等による性能の相互比較を容易にする。 (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。 (3) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。											
計画等における記載の状況	【規制改革推進3カ年計画の10】「また、中古住宅市場の整備を積極的に展開できる環境整備を行う。」											
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table> （実施（予定）時期：平成14年12月）				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>											
（説明）平成14年12月より、住宅性能表示制度の対象に既存住宅を追加し、制度運用を開始。												
担当局課室等名	住宅局住宅生産課											

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	既存不適格住宅の増改築に係る規制緩和			
意見・要望等の内容	既存不適格住宅を全て現行法に適合させるのではなく、優良な住宅については、一定の基準を設け、その基準に応じたりフォームが可能になるよう新たに規定を設ける。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第3条第2項</li> <li>・ 同 第6条第1項</li> <li>・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 等</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	<p>建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物等でこれらの規定に適合しない場合等は、当該建築物等に対しては当該規定は適用しないが、当該建築物等の増築・改築・大規模な修繕等をする場合には、全面的に同法令の規定を適用する。</p> <p>なお、建築物の耐震化を図る増築・改築・大規模な修繕等にあつては、一定の基準を満たすとして所管行政庁が認定をしたものについて、増築・改築・大規模な修繕等に伴う現行基準への遡及適合を不要としている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際に、全ての建築物に同法令を適用すると社会的な混乱等が発生することが想定されることから、現に存する建築物等で当該規定に適合しない場合は、既存不適格建築物として、当該規定の適用除外としている。</p> <p>しかし、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて国民の生命・健康および財産の保護を図ることを目的としており、本来は全ての建築物に適用されるべきものであるので、当該建築物が増築・改築・大規模な修繕等をする場合には全面的に同法令の規定を適用することとしているものである。</p> <p>なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づき、地震に対する安全上必要として国土交通大臣が定める方法等の耐震改修の計画について、その計画により建築物及び敷地の交通の支障、安全上、防火上、避難上、衛生上、環境保全上の支障がないと認められた場合など一定の要件を満たしている増築・改築・大規模な修繕等については、所管行政庁がその旨を認定することにより、耐震関係規定以外の既存不適格について現行規定への適合を不要とする措置を講じている。</p>				
担当局課室等名	住宅局建築指導課			



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	関西経済連合会													
項目	建築用途転換に伴う各種規制の緩和															
意見・要望等の内容	既存ビル内フロア - の用途転換に係る規制を緩和する。															
関係法令	建築基準法第 87 条 同 第 6 条等	共管	なし													
制度の概要	建築物の用途を変更して床面積 100m <sup>2</sup> 以上の特殊建築物とする場合には、建築主事等の確認を受けなければならない。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">■ 措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">(実施(予定)時期:</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	■ 措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div>			(実施(予定)時期:			)
措置済・措置予定	検討中	■ 措置困難	その他													
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div>															
(実施(予定)時期:			)													
(説明) 国民の生命、健康及び財産を保護するために最低限必要とされる性能は用途に応じて異なり、新たな用途に供する場合には、その用途に応じた安全性等の確保が必要である。																
担当局課室等名	住宅局建築指導課															

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	建築確認・検査業務と建築仮使用承認の合理化			
要望の内容	建築物の仮使用について、承認基準を明確化したうえで、建築確認・検査と同様に、「指定確認検査機関」に申請してもよいこととすべきである。			
関係法令	建築基準法第7条の6第1項第1号 同 第77条の18 等	共管	なし	
制度の概要	<p>建築物の新築時等には、完了検査の検査済証の交付前に建築物を使用してはならないが、建築主の申請に基づき、特定行政庁が安全、防火上及び避難上支障がないと認め、承認した場合等には仮使用することができる。</p> <p>なお、建築の確認、完了検査の業務は、民間の指定確認検査機関が実施できるが、工事完成前の仮使用の承認については、特定行政庁のみが行える。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>平成10年6月の建築基準法改正においては、技術的審査能力を有し、中立公正である等の一定の要件を満たす民間機関を指定し、建築主事と同様に建築基準法の確認・検査業務が実施できることとした。この確認・検査の判断基準については、建築基準関係規定として明確化している。</p> <p>一方、仮使用承認においては、申請に係る建築物の状況が様々であることから、建築物のハード面の対策のみではなく、防火管理等のソフト面の対策(仮使用時の火災予防対策、火災発生時の避難誘導、消火等の体制等)を総合的に審査し、「安全上、防火上及び避難上支障がないと認め」た場合に、仮使用を承認することとしている。</p> <p>このように仮使用承認にあたっては、建築基準関係規定への適否以外の判断を行う必要があり、裁量性が高いことから、特定行政庁でなければ承認を行えないこととしているものである。</p> <p>なお、仮使用承認の手続きの迅速化を図るため、安全上、防災上及び避難上支障がないと判断できる場合のハード面の状況やソフト面の対策の類型化等を通じて承認基準を明確化することや標準事務処理期間を設定すること等を検討する。</p>				
担当局課室等名	住宅局建築指導課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会													
項目	既存建物の用途変更に伴う関連法規の見直し															
意見・要望等の内容	既存建物の用途変更を円滑に行えるよう、建築基準法等の関連法規を見直すべきである。															
関係法令	建築基準法第 87 条 同 第 6 条等	共管	なし													
制度の概要	建築物の用途を変更して床面積 100m <sup>2</sup> 以上の特殊建築物とする場合には、建築主事等の確認を受けなければならない。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">(実施(予定)時期:</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>			(実施(予定)時期:			)
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>															
(実施(予定)時期:			)													
(説明)																
国民の生命、健康及び財産を保護するために最低限必要とされる性能は用途に応じて異なり、新たな用途に供する場合には、その用途に応じた安全性等の確保が必要である。																
担当局課室等名	住宅局建築指導課															

分野	住宅・土地、公共工事（その他）	意見・要望提出者	カナダ												
項目	透明性、規制の文書化の構築														
意見・要望等の内容	建築基準法に関する多数の新たな告示等が一斉に出され、カナダの建材供給業者はまず新制度を学び、解釈するという困難な業務に直面しており、特にここ数年、規制の透明性が欠如している。透明性をさらに高め、消費者心理を落ち込ませず規制を簡素化するようなメカニズムの構築を提案する。														
関係法令	建築基準法第 68 条の 26、 建築基準法施行令第 80 条の 2 関連告示	共管	なし												
制度の概要	建築基準法に関連する告示の制定及び改正が多数行われている。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border:none;">（実施（予定）時期：H13.11 措置済）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>			（実施（予定）時期：H13.11 措置済）			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>														
（実施（予定）時期：H13.11 措置済）															
（説明） 「建築基準法の一部を改正する法律」（平成 10 年法律第 100 号）の施行により、建築資材に関する各般の規定について性能規定化を行い国際基準と整合させている。 建材供給に関して性能規定化に必要な関連告示については、パブリック・コメント等、所要の手段を経て制定・改正を行っている。															
担当局課室等名	住宅局建築指導課														

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ											
項目	許認可に関する中心的機関の設立													
意見・要望等の内容	必要な政府の許認可の取得に要求される試験や基準を明らかにする機関を設立するよう強く要請いたします。													
関係法令	建築基準法第 68 条の 26、第 77 条の 57 等	共管	なし											
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。													
計画等における記載の状況	該当無し													
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)         </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)         </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div>			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他										
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)         </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div>													
<p>(説明)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号)の施行により、外国における機関であっても一定の基準をみたすものについては性能評価機関として承認することが可能である。その際、建築基準法において要求されている性能を ISO の試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用できることとしている。</p>														
担当局課室等名	住宅局 建築指導課													

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ	
項目	建築基準法規に関するパブリックコメント期間の延長			
意見・要望等の内容	建築基準法規の変更についてより詳細に検討を行うために、パブリックコメントの期間延長を要望。			
関係法令	平成 11 年 3 月 23 日の閣議決定「規制の設定または改廃に係る意見提出手続」	共管	なし	
制度の概要	規制の設定又は改廃にあたり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う。			
計画等における記載の状況	該当無し			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>パブリック・コメント制度の手続きは、閣議決定により定められており、その中で意見・情報の募集期間は 1 ヶ月程度を目安とすることとしている。募集期間については、法令の施行スケジュール及び法令を早期施行することの公益性の観点等から判断されるものであるが、今後ともこの閣議決定の内容を踏まえて実施すべきものとする。</p>				
担当局課室等名	住宅局 建築指導課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ												
項目	建築法規に関する国際規格・慣行の適用														
意見・要望等の内容	引き続き国際規格および慣行を適用し、この方向で告示を改定する。														
関係法令	建築基準法	共管	なし												
制度の概要	建築基準法の改正により、国際基準と整合化させたところ														
計画等における記載の状況	該当無し														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; padding-left: 20px;">検討中</td> <td style="width: 25%; padding-left: 20px;">措置困難</td> <td style="width: 25%; padding-left: 20px;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済 措置予定                 </div> </td> <td style="padding-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中                 </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">(実施(予定)時期：H12.6 措置済)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済 措置予定                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中                 </div>			(実施(予定)時期：H12.6 措置済)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済 措置予定                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中                 </div>														
(実施(予定)時期：H12.6 措置済)															
(説明)															
<p>「建築基準法の一部を開始する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建材に関する各般の規定について性能規定化を行い国際基準と整合させており、既に措置済みである。</p>															
担当局課室等名	住宅局 建築指導課														

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ								
項目	外国製品の効率的な認可										
意見・要望等の内容	試験方法に関して告示に示される「同等以上」の方法により、すでに日本の性能基準を満たしていると判断された製品の認可が効率的に行われるようにする。										
関係法令	建築基準法第 68 条の 26、第 77 条の 57 等	共管	なし								
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。										
計画等における記載の状況	該当なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">                 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)             </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">                 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中             </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6 措置済)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中										
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号)の施行により、外国における機関であっても一定の基準をみたすものについては性能評価機関として承認することが可能である。その際、建築基準法において要求されている性能を ISO の試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用できることとしている。											
担当局課室等名	住宅局建築指導課										



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ																
項目	ISO 認証機関の承認																		
意見・要望等の内容	既に ISO の認証を受けている外国機関の承認を検討する。																		
関係法令	建築基準法、建築基準法に基づく指定確認検査機関等に関する省令	共管	なし																
制度の概要	国土交通大臣は、建築基準法第 77 条の 38 の指定性能評価機関の指定等を行う																		
計画等における記載の状況	該当無し																		
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding-left: 5px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 20px;">（実施（予定）時期：H12.6 措置済）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			（実施（予定）時期：H12.6 措置済）			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
（実施（予定）時期：H12.6 措置済）																			
<p>（説明）</p> <p>「性能評価」を行う性能評価機関の承認（外国）にあたっては、内外の区別なく同等の要件を課しているところであり、要件を満たしている機関からの申請があれば、承認することが可能である。</p>																			
担当局課室等名	住宅局 建築指導課																		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ												
項目	木造建築物に関する建築基準の見直し														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造建築物の大きさ、壁の開口部、敷地境界線セットバックに関する恣意的な仕様規準を建築基準法から除去する。</li> <li>・ スプリンクラーシステムやその他の適切なシステムを含め、新しい防火及び延焼防止の手法を検討する。</li> <li>・ 木製品を鉄鋼などの他の製品と区別する耐火試験要件を除去する。</li> </ul>														
関係法令	建築基準法 2 条九号の二 建築基準法施行令第 1 0 7 条等	共管	なし												
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物とは、建築物の屋内及び屋外において発生する火災が終了するまで耐える性能を有したものであること。</li> </ul>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定         </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-top: 5px;">(実施(予定)時期: H12.6 措置済)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			(実施(予定)時期: H12.6 措置済)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中														
(実施(予定)時期: H12.6 措置済)															
<p>(説明)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 1 0 年法律第 1 0 0 号)の施行により、防火に関する構造や材料、避難規定等については既に性能規定化を行っている。例えば、耐火建築物については、建築物の屋内及び屋外において発生する火災が終了するまで耐える性能を有したものであることが確かめられれば、用途、規模、建築材料の種類等を問わず建築が認められている。</p>															
担当局課室等名	住宅局建築指導課														

分野	住宅・土地、公共事業	意見・要望提出者	カナダ								
項目	特殊建築物に関する規定の見直し										
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊建築物に関する建築法規を性能規定に基づいて再検討する。</li> <li>・特殊建築物に関する国際的な建築法規の慣行を評価する。</li> </ul>										
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法2条九号の二</li> <li>・建築基準法施行令第107条等</li> </ul>	共管	なし								
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火建築物とは、建築物の屋内及び屋外において発生する火災が終了するまで耐える性能を有したものであること。</li> <li>・耐火構造、準耐火構造とは、建築物の部分に応じて、火災時の火熱に対して損傷しない、熱を遮る、炎を出さない性能を有するものであること。</li> </ul>										
計画等における記載の状況	該当なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">                 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)             </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">                 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中             </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
措置済 措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中										
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、耐火建築物の主要構造部に関する規定等については既に性能規定化を行っている。例えば、耐火建築物については、建築物の屋内及び屋外において発生する火災が終了するまで耐える性能を有したものであることが確かめられれば、用途、規模、建築材料の種類等を問わず建築が認められている。 また、建築物全体の耐火性能ではなく、柱、はり等の各部材の性能について規定した耐火構造、準耐火構造については、これらの性能を確かめるための防火試験方法について、ISOの試験方法により評価することを原則としている。											
担当局課室等名	住宅局建築指導課										

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	関西経済連合会													
項目	建築基準法 / 接道条件の緩和・確認申請業務の緩和															
意見・要望等の内容	<p>一つの建築確認申請の書類審査がすすめば確認済証受領、工事中であっても次の開発申請・確認申請を可能にする。</p> <p>臨海工場等大規模工場の遊休転活用に際し、接道条件を緩和し、一敷地内での他用途活用、新事業活用を可能とすべきである。</p>															
関係法令	建築基準法第6条第1項 同 第6条の2第1項 同 第43条 等	共管	なし													
制度の概要	<p>建築主は、建築主事等により確認を受けた建築物（用途上相互に不可分な関係にある複数の建築物を含む。）の計画の変更をして、一定の建築物を建築（増築を含む。）しようとする場合等は、再度、その計画が建築基準関係規定に適合することについて建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。</p> <p>建築物の敷地は、建築基準法第43条により、建築基準法上の道路に接しなければならない。この敷地とは、一の建築物又は用途不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。</p>															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">（実施（予定）時期：</td> <td colspan="3" style="border: none;">）</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			（実施（予定）時期：	）		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>															
（実施（予定）時期：	）															
<p>（説明）</p> <p>建築主は、建築主事等により確認を受けた建築物（用途上相互に不可分な関係にある複数の建築物を含む。）の計画の変更をして、一定の建築物を建築（増築を含む。）しようとする場合等は、再度、その計画が建築基準関係規定に適合することについて建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受ければ、その変更された計画に基づいて複数の建築行為等を同時に行うことは可能である。</p> <p>建築基準法第43条で、敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他一定の基準に適合する建築物で特定行政庁の許可を受けたものについては接道義務が緩和されることとしている。さらに、建築基準法第86条第2項の連担建築物設計制度を活用することにより、既存建築物の位置及び構造を前提として新たに建築物を建築することが可能であり、この場合、複数の建築物の敷地が道路に接していればよく、必ずしも個々の敷地が道路に接する必要はない。</p>																
担当局課室等名	住宅局建築指導課、市街地建築課															

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	共同住宅の容積率算定基準のさらなる合理化			
要望の内容	<p>共同住宅のエレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペースについて容積緩和の対象とすべきである。</p> <p>バルコニーについて、幅 2 m を超えた部分について容積緩和の対象とすべきである。</p>			
関係法令	建築基準法第 5 2 条	共管	なし	
制度の概要	<p>共同住宅においては、エレベーターシャフト、パイプスペースについては床面積に算入、されている。一方、共同住宅における共用の廊下及び階段の用に供する部分については容積率の算定の基礎となる床面積に算入されない。</p> <p>バルコニーの幅 2 m を超えた部分は容積率算定の基礎となる床面積に算入する旨の技術的助言が出されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明) エレベーターシャフト、パイプスペース及びゴミ処理スペースについては、これらを容積率算定の基礎となる床面積から除外した場合の市街地環境への影響は大きいと考えられることから、これらにつき容積率算定の基礎となる床面積に算入しないことは妥当ではない。 過去に、バルコニーについて幅 2 m を超えた部分は容積率算定の基礎となる床面積に算入する旨の通達が国から出されているが、現在では技術的助言として扱われている。				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課、建築指導課			

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	大阪商工会議所	
項目	都市再生の推進			
要望の内容	民間による都市開発投資の円滑化に向けて容積率や日影規制の緩和に努められたい。			
関係法令	建築基準法第52条、第56条の2	共管	なし	
制度の概要	<p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、都市計画において定められた数値及び前面道路幅員に基づく数値によって制限されている。</p> <p>また、地方公共団体の条例により、規制対象区域と規制値を決定し、敷地境界線から一定の範囲に、一定時間以上の日影を生じさせないようにしている。</p>			
計画等における記載の状況	規制改革3か年計画（改正）			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：14年6月）			
<p>（説明）</p> <p>平成14年6月の都市再生特別措置法の制定により、都市再生特別地区が創設された。当該地区内においては、用途地域により定められた一般の容積率制限及び日影規制は適用されないこととされた。さらに、平成15年1月に施行された建築基準法等の一部を改正する法律において、容積率については、各用途地域における選択肢の拡充を行うとともに、建築確認の手続で住宅の用途に供する一定の建築物について容積率制限を緩和する制度を導入し、日影規制については、一定の用途地域において、日影時間の測定を行う平均地盤面からの高さとして6.5メートルを追加したところである。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会								
項目	住宅専用地域における特別積み合わせ貨物事業の用に供する施設（宅配便配送センター）の建設許可の容認										
意見・要望等の内容	特別積み合わせ貨物事業の用に供する施設（宅配便配送センター）を公益上必要な建築物として位置付け、同施設を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に建築できるよう認めるべきである。										
関係法令	建築基準法第48条	共管	なし								
制度の概要	建築基準法第48条の規定により、用途地域内においては、建築物の用途による建築制限が適用され、制限の対象となる建築物を建築する際には、特定行政庁の許可が必要となる。										
計画等における記載の状況	該当なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定  ( 予定時期 :       )                 </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定  ( 予定時期 :       )                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定  ( 予定時期 :       )                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>										
<p>( 説明 )</p> <p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域においては、特定行政庁の特例許可を受けることで、特別積み合わせ貨物事業の用に供する施設を建築することは可能である。</p> <p>なお、第1種低層住居専用地域は低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、第2種低層住居専用地域は主に低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、第1種中高層住居専用地域は中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、第2種中高層住居専用地域は主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するためにそれぞれ指定する地域であるため、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域において特別積み合わせ貨物事業の用に供する施設の建築を一律に認めることは適当ではない。</p>											
担当課室等名	国土交通省住宅局市街地建築課										

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	付置義務住宅制度・開発協力金負担等の見直し		
意見・要望等の内容	<p>都心の区単位で行われている、大規模建築物への住宅付置義務・開発協力金制度を廃止すべきである。国においても、各地方公共団体に対する指導の徹底を図るべきである。</p> <p>なお、「改革工程表」において、国土交通省が「指導要綱の実態把握の調査結果を公表」し、「指導要綱行政について、法令の趣旨に照らし適正なものになるよう・・・見直しをすること等を地方公共団体へ要請」としたことは評価でき、今後、本要望の趣旨が着実に実現するようにすべきである。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	地方公共団体は、独自に開発指導要綱を策定し、宅地開発等に際して事業者に行政指導を行っている。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改正）】</p> <p>10 住宅・土地、公共工事関係 (3) ア住宅・土地</p> <p>21 地方公共団体における制度運営の適正化</p> <p>地方公共団体による要綱行政については、駐車場や住宅付置義務、負担金や施設提供義務など実質的な強制を行うようなものは、これを条例化することを原則とするとともに、その内容を法令の趣旨に照らし適正なものとするなど、ルールの明確化・客観化を図るよう要請する。</p> <p>また、要綱による行政は、必要最小限の期間に限ることとし、その目的・意義を一定期間ごとに再検討し、出来るだけ縮小することを基本とするよう要請する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>( 予定時期 : )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>( 説明 )</p> <p>各地方公共団体における指導要綱に基づく行政指導については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で行なっているものと認識している。</p> <p>全国の宅地開発等指導要綱の実態調査の結果を踏まえ、指導要綱行政が適正なものとなるよう地方公共団体に要請する予定である。</p>			
担当課室等名	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p> <p>国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室</p>		



分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	リース事業協会、オリックス	
項目	建築基準法の運用明確化			
要望の内容	建築主が事業を計画する際に建築基準法の規定に関する行政指導の不透明さによって生ずる時間的コスト、人的コスト、金利コスト等を縮減するためには、各自治体ごとに関係法令の運用について明確なルールが作成・公表される必要がある。そこで、宅地開発等指導要綱の調査結果を公表するとともに、指導要綱行政の適正化を要請すべきである。			
関係法令	建築基準法	共管	なし	
制度の概要	建築基準法では建築物の建築にあたって近隣住民や自治会の同意の取得を要件としていないが、地方公共団体によっては独自に定めた指導要綱等に基づき行政指導を行っているところがある。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>各特定行政庁における指導要綱等の行政指導については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で行なっているものと認識している。</p> <p>なお、全国の宅地開発等指導要綱の実態調査の結果を踏まえ、指導要綱行政が適正なものとなるよう地方公共団体に要請する予定である。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	住宅、土地、公共工事	要望提出者	日本チェーンストア協会																					
項目	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び中高層住居専用地域の店舗面積見直し																							
要望の内容	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域において建設できる店舗に係る面積制限を見直し、1500㎡以上の面積のものの建設を可能にしていきたい。																							
関係法令	建築基準法第48条第1項、第2項	共管	なし																					
制度の概要	建築基準法第48条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域内の兼用住宅は店舗の用途に供する部分の床面積が原則として50㎡以内に、同条第2項の規定により、第2種低層住居専用地域内の建築物は店舗の用途に供する部分の床面積が原則として150㎡以内に制限されている。																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">措置済</td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">措置予定</td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(実施(予定)時期： 年 月)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済		措置するか否かを含めて検討中			措置予定		具体的措置の検討中			(実施(予定)時期： 年 月)				
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
措置済		措置するか否かを含めて検討中																						
措置予定		具体的措置の検討中																						
(実施(予定)時期： 年 月)																								
<p>(説明)</p> <p>第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域においては、特定行政庁の特例許可を受けることで、店舗の用途に供する部分の床面積が1500㎡を超える建築物を建築することは可能である。</p> <p>なお、第1種低層住居専用地域は低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、第2種低層住居専用地域は主に低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために指定する地域であるため、店舗の用途に供する部分の床面積が、第1種低層住居専用地域においては50㎡を、第2種低層住居専用地域においては150㎡を超える建築物を一律に認めることは適当ではない。</p>																								
担当局課室等名	住宅局市街地建築課																							

分野	住宅、土地、公共工事	要望提出者	日本チェーンストア協会												
項目	第1種住居地域の店舗面積3000㎡以下制限の見直し														
要望の内容	建築基準法の用途規制により、住宅地の環境保護のため第1種住居地域内には3000㎡を超える店舗は建築できない。環境保護の理解はできるが、生活者利便も考慮し、面積制限を見直すべきである。														
関係法令	建築基準法第48条第5項	共管	なし												
制度の概要	建築基準法第48条第5項の規定により、第1種住居地域内の建築物は、店舗の用途に供する部分の床面積が原則として3000㎡以内に制限されている。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応状況・対応方針	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="border:none;">検討中</td> <td style="border:none;">措置困難</td> <td style="border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">                 [ 措置済 措置予定 ]             </td> <td style="border:none;">                 [ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]             </td> <td colspan="2" style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border:none;">(実施(予定)時期： 年 月)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]			(実施(予定)時期： 年 月)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]														
(実施(予定)時期： 年 月)															
(説明)															
<p>第1種住居地域においては、特定行政庁の特例許可を受けることで、店舗の用途に供する部分の床面積が3000㎡を超える建築物を建築することは可能である。</p> <p>なお、第1種住居地域は、住居の環境を保護するために指定される地域であるため、当該地域で、店舗の用途に供する部分の床面積が3000㎡を超える建築物の建築を一律に認めるのは適当ではない。</p>															
担当局課室等名	住宅局市街地建築課														

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	関西経済連合会	
項目	大阪市・御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱（平成7年）、建築基準法第59条の2（総合設計制度）による公開空地整備ガイドライン（平成7年）等の規制緩和			
要望の内容	総合設計制度に基づく公開空地整備ガイドラインの対象敷地面積を拡大する。 大阪市御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱の高さ制限を容積率を消化しきれぬ高さまで緩和するとともに、隣地斜線制限を緩和する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>大阪市御堂筋沿道では、</p> <p>総合設計制度に基づく公開空地整備ガイドライン（敷地面積500㎡を超える建築物に適用）及び大阪市御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱の両方が適用されると、2m～4mのセットバックが求められ、ペンシルビルしか建てられない。</p> <p>大阪市の御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱により、御堂筋沿道では、建築物の高さを50m（ただし、50mを超える部分は10m以下として御堂筋側の外壁から10m以上後退すること）とする基準があり、さらに、隣地斜線制限が適用され、ワンフロア当たりの面積が小さくなるなど指定容積率（1000%）を消化しきれない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 容積率緩和制度等の運用方針については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で制定、運用を行なっているものと認識している。 なお、隣地斜線制限については、建築基準法等の一部を改正する法律（平成15年1月1日施行）により、隣地斜線制限と同程度以上の採光等を確保する建築物については、これを適用しないものとされた。				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	関西経済団体連合会	
項目	総合設計制度の許可基準の明確化			
要望の内容	総合設計制度は許可制度として事前協議の場を通じて行政の指導を受けるが、許可基準が明確化、客観化されていないため、審査の際に担当者の主観的な判断によって指導内容が変わったり、手続きが長引くケースがあり、総合設計制度の運用指針を明確にし、許可基準を客観的・具体的に明文化することを要望するものである。			
関係法令	建築基準法59条の2	共管	なし	
制度の概要	建築基準法上、総合設計制度の適用に関しては、特定行政庁の許可に係らしめている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>総合設計制度については、制度の的確な運用を図るため、昭和46年建設省住街発第48号「総合設計に係る許可準則について」及び昭和61年建設省住街発第94号「総合設計許可準則に関する技術的基準について」等を特定行政庁に通知しているところ。</p> <p>なお、各特定行政庁における運用方針については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で制定、運用を行なっているものと認識している。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員合意要件の撤廃			
要望の内容	<p>市街地再開発事業については、都市再開発法に基づき、権利調整手続が課せられているにもかかわらず、一団地の総合的設計制度を活用した複数建築物を建築する場合には、地権者全員同意要件が課せられており、事業推進の足かせとなっている。</p> <p>しかしながら、市街地再開発事業の権利調整・合意形成は、それまで細分化していた権利を同一建物に集約し将来にわたって自ら自由に建築等を行う権利を制限することになるため、都市再開発法に定められた確固たる手続によって行われているものであり、この都市再開発法の手続に委ねることで問題ないとする。</p> <p>したがって、都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。</p>			
関係法令	建築基準法第86条第6項、都市再開発法第14条	共管	なし	
制度の概要	市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合には、権利調整手続（組合設立にかかる地権者の2/3以上の同意・権利変換・組合決議等）に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課される。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 建築基準法86条第1項及び第2項の規定に基づき認定がなされた団地の区域においては、地権者及び借地権者が今後建築活動を行っていく際に、通常の土地とは違って、建築の自由が制限され、しかも、その制限は将来にわたって課されるものとなるため、所有権の制約を受ける者について同意が必要である。 なお、事業計画の内容に応じ、例えば、総合設計制度の活用による容積率制限の緩和及び高さ制限の緩和、地区計画制度の活用による建ぺい率制限の適用除外等により対応できるものとする。				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	土地・住宅・都市再生	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	地域冷暖房施設の建設促進に向けた規制緩和			
要望の内容	地域冷暖房施設は、本来建設を推進すべき建築物であるにもかかわらず、「工場」と判断する自治体が多く、そのため、建設準備段階における手続が煩雑であり、建設促進の障害となっている。このため、工業地域や準工業地域以外の地域において、地域冷暖房施設が設置規制の対象とならないよう、建築基準法上の位置付けを明確にし、地方公共団体に対する指導を徹底すべきである。			
関係法令	建築基準法４８条	共管	なし	
制度の概要	建築基準法第４８条の規定により、用途地域内においては、建築物の用途による建築制限が適用され、制限の対象となる建築物を建築する際には、特定行政庁の許可が必要となる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>地域冷暖房施設については、原則として建築基準法上の「工場」には該当しないものとする。したがって、第２種中高層住居専用地域から工業専用地域までの用途地域においては、地域冷暖房施設の建築は制限されていないことから、従来より建築可能である。また、特定行政庁の特例許可を得ることで、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域及び第１種中高層住居専用地域においても当該施設を建築することは可能である。なお、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域及び第１種中高層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる地域であり、地域冷暖房施設を一律に建築できることとするのは適当ではない。</p> <p>なお、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域及び第１種中高層住居専用地域における特例許可について、建築審査会の同意に加え公開による意見の聴取を行うことを義務付けているのは、周辺住民に対して与える影響が多岐であり、例外的に建築を認める場合において利害関係者の意見を聴く必要があるためであり、係る手続は必要であるとする。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	土地・住宅・都市再生	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	建築基準法における給油所ごとのガソリン地下貯蔵量の上限緩和			
要望の内容	工業地域、工業専用地域、第一種・第二種低層住居専用地域以外の用途地域に立地する給油所について、第一石油類（ガソリン）の地下貯蔵量の上限（50KL）を緩和するべきである。			
関係法令	建築基準法48条 建築基準法施行令130条の9	共管	なし	
制度の概要	第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内において、地下貯蔵槽により第一石油類を貯蔵する建築物にあつては、その容量の合計が5万リットルに制限されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年1月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成15年1月の建築基準法施行令の一部改正により、第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内において、地下貯蔵槽により第一石油類を貯蔵する建築物にあつては、容量制限を撤廃し、その容量の合計が5万リットルを超えるものについても建築することができることとしたところである。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	カナダ政府			
項目	住宅投資を悪化させない政策措置の検討					
意見・要望等の内容	住宅金融の民間部門への移行が新しい住宅投資を悪化させないような政策措置を検討する。抵当貸付を保証するカナダ住宅金融公社をモデルとして検討するよう提案する。					
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省			
制度の概要	住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する。					
計画等における記載の状況	【特殊法人等整理合理化計画の（１）＜公庫＞住宅金融公庫】 住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：平成15年度）             </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成15年度）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成15年度）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
（説明） 住宅金融公庫法を改正し、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を導入する。 <証券化支援業務の概要> （１）買取型の証券化支援業務 民間金融機関の貸付債権を住宅金融公庫が譲り受け、信託した上で、それを担保として住宅金融公庫が債券の発行を行うことにより、長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する。 （２）保証型の証券化支援業務 住宅金融公庫による住宅融資保険が付された民間金融機関の貸付債権又はその信託受益権を担保として民間金融機関が発行する債券等について、住宅金融公庫が期日どおりの元利払い保証を行うことにより、長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する。						
担当局課室等名	住宅局住宅資金管理官室					